

## 顧客紹介規約

### 第1条（本規約の適用）

- 1 本規約は、株式会社売れるネット広告社（以下、「当社」と言います。）による以下の業務（以下「本件紹介業務」と言います。）の委託に関し、本件紹介業務の受託者（以下「パートナー様」と言います。）と当社との間の法律関係について基本的な事項を定めるものです。
  - ① パートナー様が当社に紹介する顧客（以下「紹介顧客」と言います。）と当社との間で、当社の提供するツール（サービス）である「売れる D2C つくーる」（以下「本件ツール」と言います。）の利用契約（以下「本件利用契約」と言います。）を締結するための業務
  - ② パートナー様は、本件紹介業務の遂行として、当社が定めた専用申込サイトを用いて紹介顧客が商談への申込を行うことを誘導するものとします。
- 2 プライバシーポリシー、その他、当社が作成する一切の規約は、すべて本規約と同等の法的効力を有し、本規約に矛盾しない限り本規約の条項が適用されるものとします。
- 3 本件紹介業務を実施されるパートナー様は、本規約（前項の一切の規約を含みます。以下同じ。）に従い本件紹介業務を実施するものとし、パートナー様は、本規約の全ての記載事項について同意したものとみなされます。

### 第2条（非排他性）

本規約は、当社とパートナー様の排他的な提携関係を構築するものではなく、当社及びパートナー様において、各自の業務における第三者との取引を制限するものではありません。

### 第3条（関連情報等の提供）

パートナー様は、本規約合意の時点で自己が保有する本件紹介業務を実施するために必要かつ有益と考えられる情報、データ（以下「関連情報等」という。）を当社に開示・提供するものとします。ただし、第三者に対し秘密保持義務を負担するものについてはその限りではありません。

### 第4条（紹介手数料）

- 1 本件利用契約に基づく紹介顧客から当社への月額基本利用料の支払があった場合、当社は、パートナー様に対し、本件ツールの月額基本利用料（オプション費用、関連して発生した広告代理、制作などの発注費用を除く。）の15%（消費税別途）の紹介手数料を支払うものとします。ただし、紹介顧客から当社に対する本件ツール利用料の入金が確認できない場合には、当社は、パートナー様に対し、紹介手数料の支払いを行わ

ないものとしします。

[月額基本利用料]

通常料金 149,800円(税別)

- 2 前項の紹介顧客に対して当社の請求が発生した日の属する月の末日締めで計算した紹介手数料につき、パートナー様は、当社に対し、その翌月中に請求書を送付します。
- 3 当社は、パートナー様に対し、前項の請求書にかかる紹介手数料を、前項の請求書を受領した日の属する月の翌月末日までに、パートナー様指定口座に送金して支払います。この場合、振込手数料はパートナー様の負担とします。
- 4 紹介手数料については、10.21%の源泉徴収を行います。

#### 第5条(実費)

当事者が本件紹介業務の遂行上支出する実費(旅費・交通費を含む。以下「本件実費」という。)は、各当事者の負担とします。

#### 第6条(進捗状況の確認等)

- 1 当社及びパートナー様は、別途合意するところに従い、定期的に、本件紹介業務の進捗状況、成果その他の事項について、相互に確認するための協議を執り行います。
- 2 前項に基づく確認の結果、当社及びパートナー様は必要に応じて、本件紹介業務の分野、内容、推進方法等について協議を実施し、必要な修正を行うものとしします。

#### 第7条(情報等の帰属)

本件紹介業務を実施する過程で取得したデータ、情報、ノウハウ(以下「本件取得情報等」という。)は、当社に帰属するものとしします。

#### 第8条(秘密保持)

当社及びパートナー様は、本規約の有効期間中、「本規約の存在・内容、本提携業務を遂行する過程において相手方から開示され、又は知り得た相手方の技術上又は営業上の情報」を秘密として保持するものとし、事前に書面による相手方の承諾を得ることなく、これを第三者に対し一切開示又は漏洩してはならず、かつ本規約の目的以外に使用してはならないものとしします。ただし、以下の各号のいずれかに該当する情報についてはその限りではありません。

- (1) 開示又は知得の時点で既に保有していた情報
- (2) 開示若しくは知得の時点で既に公知であった情報又はその後自己の責めによらずして公知となった情報
- (3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報

(4) 開示又は知得した情報によることなく、自己が独自に開発した情報

## 第9条（禁止事項）

- 1 パートナー様は、以下の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。
  - (1) 公序良俗に反する行為
  - (2) 法令に違反する行為
  - (3) 当社又は第三者の特許権、商標権、著作権その他の一切の権利を侵害する行為又は本サービスに関する特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の権利の出願その他の手続を行うこと
  - (4) 当社又は第三者を誹謗・中傷し、当社又は第三者の名誉又は信用を毀損する行為
  - (5) 当社又は第三者の財産又はプライバシーを侵害する行為
  - (6) 本サービスの他のお客様に不利益を及ぼす行為
  - (7) 本サービスの運営、管理を妨害し、又は本サービスの信用を毀損する行為
  - (8) 当社に対する脅迫的、暴力的若しくは攻撃的な連絡若しくは通知、又は本サービスと関係のない内容についての連絡若しくは通知
  - (9) 当社に対して虚偽の情報を提供する行為
  - (10) 他人又は架空人の名義又は電子メールアドレスによって本サービスを利用する行為
  - (11) その他パートナー様の行為として不適切であると当社が認めた行為
  - (12) 本規約に基づく権利若しくは義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は担保提供する行為。
  - (13) 顧客から強引又は欺瞞と思われるような方法や社会通念に反した態様による紹介。
- 2 パートナー様は、スパム行為、各社の問い合わせフォームへの一斉告知、フォームマーケティング、その他当社の信用を損なうような行為を行ってはならない。

## 第10条（解除）

- 1 当社又はパートナー様は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合、催告等を要さず、直ちに本件紹介業務の全部または一部を解除することができるものとします。
  - (1) 自らが振出した手形若しくは小切手が不渡りとなり、又は支払停止の状態に陥ったとき。
  - (2) 銀行取引停止処分を受けたとき。
  - (3) 第三者より仮差押え、仮処分、差押え、強制執行若しくは競売の申立て又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
  - (4) 破産、特別清算、民事再生の手続若しくは会社更生の申立てを受け、又は自らこれを申立てたとき。

(5) 解散, 合併, 減資, 又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。

(6) 発行済み株式又は持分の過半数が第三者に取得されたとき。

(7) 監督官庁より営業の取消し, 停止等の処分を受けたとき。

(8) 本規約に違反し, 合理的な期間を定めて書面でその是正を求められたにもかかわらず, 当該期間内にこれを是正しないとき。

2 前項の解除は, 前項の各号のいずれかに該当した当事者に対する損害賠償の請求を妨げない。

#### 第 11 条 (反社会的勢力の排除)

1 当社及びパートナー様は, 次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し, かつ将来にわたっても該当しないことを表明し, 保障します。

①自らまたは自らの役員(業務を執行する社員, 取締役, 執行役又はこれらに準ずる者をいう)が, 暴力団, 暴力団員, 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者, 暴力団準構成員, 暴力団関係企業, 総会屋, 社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者(以下総称して「反社会的勢力」という)であること反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること

②反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

③自らまたは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど, 反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること

④反社会的勢力に対して資金等を提供し, または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

⑤自らの役員または自らの経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 当社及びパートナー様は, 自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを保証します。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して, 脅迫的な言動をし, または暴力を用いる行為

④風説を流布し, 偽計を用い, または威力を用いて相手方の信用を毀損し, または相手方の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

3 当社及びパートナー様は, 相手方が第1項のいずれか一にでも違反すると疑われる合理的な事情がある場合には, 当該違反の有無につき, 相手方の調査を行うことができ相手方はこれに協力するものとします。また, 当社およびパートナー様は, 自らが

第1項のいずれか一にでも違反し、またはそのおそれがあることが判明した場合には、相手方に対し、直ちにその旨を通知するものとします。

4 当社またはパートナー様的一方について、前三項に違反した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、本件紹介業務（その他当社とパートナー様間において締結した契約があればその他の契約も含む。以下、本条において同じ）を解除することができます。

5 前項の規定により契約が解除されたときは、解除者は被解除者に対して何ら賠償する責任を負わない。

#### 第12条（有効期間）

本規約の有効期間は、本規約合意日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに当社又はパートナー様いずれからも書面による規約を延長しない旨の意思表示がないときは、本規約は従前と同一の条件で自動的に1年間延長されるものとし、その後も同様とします。

#### 第13条（本件紹介業務終了後の措置）

本規約の有効期間が終了した後も、本規約の有効期間内に紹介された紹介顧客に関しては、当社は第4条の手数料を支払うものとします。

#### 第14条（準拠法及び合意管轄）

本規約により生じる一切の紛争については、訴額に応じて福岡簡易裁判所又は福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第15条（協議）

本規約に定めのない事項及び本規約の各条項に疑義が生じたときは、当社及びパートナー様で協議し、信義誠実の原則に基づき円満に解決するものとします。